

令和 7 年度 事業計画及び収支予算

一般財団法人 JCCP 国際石油・ガス・持続可能エネルギー協力機関

令和 7 年度事業計画

I. 事業の基本方針

1. 環境認識

- (1) 電気やガス、ガソリンなどのエネルギーは私たち日常の生活に欠かせないものである。日本はこうした二次エネルギーに転換する石油や天然ガスのほぼ全量を海外からの輸入に頼っており、特に原油に関しては、約 95%を中東地域に依存しているため、地政学上のリスクを常に孕んでいる。また、天然ガス（LNG）は中東地域への依存度は 10%程度ではあるが、豪州、マレーシアの割合が高い。資源の供給において問題が発生した場合には、自律的な確保は極めて困難となるため、政府は調達先の多角化を進めるとともに、備蓄、エネルギー源の分散化促進、エネルギー消費効率の更なる向上等に積極的に取り組んでいる。
- (2) 令和 7 年（2025 年）2 月、第 7 次エネルギー基本計画が閣議決定された。3 年前に公表された第 6 次エネルギー基本計画以降、日本を取り巻くエネルギー情勢は大きく変化したところ。具体的には、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化などの安全保障上の要請が高まったこと、DX や GX の進展に伴う電力需要増加が見込まれること、各国がカーボンニュートラルに向けた野心的な目標を維持しつつも、多様かつ現実的なアプローチを拡大していること、気候変動対策と産業政策を連動させ、カーボンニュートラル実現に向けた国内外のエネルギー転換を自国の産業競争力強化につなげるための政策を強化している等である。
- (3) 日本は、人口減少や省エネ化の影響から石油製品需要の減少傾向は続いているが、依然として、一次エネルギーの 4 割弱を占めており、また、災害時のエネルギー供給の要であることに変わりなく、エネルギー安全保障の観点では、国内に安定供給

を続ける必要がある。その供給を担う石油元売り企業等は、国内製油所の競争力強化に引き続き取り組むとともに、2050年のカーボンニュートラルに向けての対応を迫られている。各社は海外市場への石油・LNGバリューチェーンの拡大といった視点や、脱炭素社会の事業モデルをどのように構築するかについて成長戦略が求められている。

- (4) かかる内外の情勢を踏まえて、JCCPの事業を通じた産油・産ガス国との協力関係の維持・強化は、日本のエネルギー安定供給の一端を担うものとして、これまで以上に重要な事であると認識。他方、政府はエネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を掲げ、2023年5月にGX推進法とGX脱炭素電源法、2024年5月に水素社会推進法とCCS事業法を成立させるとともに、2025年2月にはGX推進戦略を改訂したGX2040ビジョンが閣議決定され、GX（グリーントランスフォーメーション）実現に向けた取組の方向性を示すなど、GX実現に向けた対応を強化させてきた。こうした取組を通じたGXの推進は化石燃料への過度な依存からの脱却に貢献するものであり、中長期的なエネルギー安定供給の確保につながるものである。

○JCCP事業の貢献と継続

- (1) 日本の石油・天然ガスの安定供給のために産油・産ガス国との交流は不可欠であるが、各国との関係作りは民間企業による商業ベースの努力だけでは、困難である。このため、政府の支援を得つつ、各国の石油・ガス関連産業における人づくりのための高度人材育成支援、及び同産業への日本からの技術移転を可能とするために必要な事業環境整備を行う事により、各国との相互理解・友好関係の増進を図り、それによって日本の化石資源の低廉でかつ安定した供給確保に貢献する。
- (2) JCCP 国際石油・ガス・持続可能エネルギー協力機関（以下「JCCP」）は、昭和 56

年（1981年）に設立されて、40有余年、一貫して、人的または技術面での交流・協力事業を通じて世界の産油・産ガス国と日本との友好関係を構築し、各国関係機関等とのネットワークを充実させており、産油・産ガス国との架け橋として日本にとって比類ない大きな財産となっている。

- (3) JCCP は日本の石油ダウンストリーム分野における国際協力事業を永年にわたり、継続して実施している唯一の機関であり、その実績、経験、知見及び貢献をベースとして、産油・産ガス国からの多様なリクエストに応えるべく、今後とも事業を着実にかつ誠実に実施することで、産油・産ガス国との良好かつ緊密な関係を維持、強化するのみならず、新たな関係構築に果敢に取り組んでいく所存。

2. 事業実施の基本方針

- (1) エネルギーをめぐる国際情勢が大きく変化を遂げる中、2025年2月に発表された「第7次エネルギー基本計画」の中で、温室効果ガスを2013年度比で、10年後の2035年度、60%減、さらに2040年度には73%削減することを目指すこととしているが、2040年時点におけるエネルギー関連技術のイノベーションの状況や各国のエネルギー政策の動向、DXやGXの進展状況などには不確実な要素が多く、現時点で正確に将来を見通すことは困難である。こうした状況下、将来に向けたエネルギー政策の検討を検討することが必要であるが、エネルギー政策の方向性を機敏に捉えて、JCCPは事業を展開する。
- (2) 産油・産ガス国における環境変化（人口増加、人口構成、環境問題、中核・幹部候補人材の自国民化、下流産業への事業展開、自国エネルギー確保の課題）により、各国のJCCPに対する協力・支援の期待は非常に大きい。こうした期待に地道に答え

ていくことが、日本の石油資源の安定供給確保という、JCCP の設立趣旨に合致するとともに、将来、日本の石油産業の海外事業展開などの競争力強化の支援に資することから、以下の点を踏まえてより効果的な事業を展開する。

①事業実施対象国の選定に当たっては、「JCCP 事業対象国選定基準（別掲）」を原則としつつ国際エネルギー情勢の急変等による日本国政府の政策的な意向にも十分考慮することで、当該対象国の石油関係機関等が、日本に対する認知・評価を高めることを目的とするとともに、2023年6月に経済産業省が発表した「GXを見据えた資源外交の方針」をレファレンスとし、付き合うべき国の拡大、濃淡にも配慮することが肝要。

②事業実施に当たっては、対象国からの要請の基となるニーズと日本のシーズを的確にマッチングさせることは言うに及ばず、日本の石油関連企業の様々な強み（石油精製技術、LNG等の周辺技術のみならず、日本の優れた経営管理、管理技術の知見、地球環境対策、省エネ、AI・IoT）を生かした事業展開の円滑化に向けた支援を行うとの視点を考慮する。さらに女性を含めた高度人材の「育成」はもとより、D&Iのための人材の「活用・活躍」及び「次世代の育成」による石油産業全体の高度化に貢献することを目指している。

(3) 事業の実効性を担保するため以下の点に留意。

事業の選定に当たっては、各国の要請を踏まえた上で事業実施対象国及び優先国カテゴリーをにらみつつ行い、特定の国への過度な事業の偏りが生じないように留意す

る。

- ① 事業実施ガイドライン、事業実施対象国及び優先国カテゴリーについては、国際石油エネルギー情勢、事業対象国の経済・社会情勢、事業対象国のニーズの変化に迅速に対応できるよう、必要に応じ適宜、見直しを行うこととする。

(4) 実施事業

事業目的を達成するため、前述した基本方針に沿って、以下の2つの事業を効率的、効果的かつ全体像を俯瞰して実施。

産油・産ガス国高度人材育成支援事業

産油・産ガス国事業環境整備事業

JCCP 事業対象国選定基準（別掲）

1. 選定基準：下記項目を総合的に判断して事業対象国とする。

（1）日本の石油・天然ガス等の輸出入

- 0 1. 原油・その製品及び天然ガスの輸入実績がある国
- 0 2. 原油・その製品及び天然ガスの輸出能力がある国で、将来、輸入する可能性がある国
- 0 3. 現在、原油・その製品及び天然ガスの輸出能力はないが、将来、輸入する可能性がある国

（2）原油及び天然ガスの埋蔵量及び日本の権益保有・確保

- 0 4. 原油及び天然ガスの埋蔵量を一定以上有している国（埋蔵量の多い国）
- 0 5. 日本の石油関連会社が権益を保有（現在）、ないしは将来取得しようとする産油・産ガス国

（3）産油・ガス国としてその他の要素

- 0 6. OPEC/GCC/GECF に加盟している国
(GECF : Gas Exporting Countries Forum 加盟 12 ヶ国)
- 0 7. 地政学的に利点がある国（地理的利点、政治的安定、戦略パートナー等）

（4）日本の石油関連企業の事業展開等

- 0 8. 石油会社、石油関連エンジニアリング会社等が事業展開を図ろうとしている、ないしは強化しようとしている国

09. 石油製品の輸出先である、ないしは将来輸出先となりうる国

10. 原油・その製品備蓄に関し日本への協力の可能性のある国

11. 日本の石油関連会社と資本提携のある国

(5) JCCP 事業の効果とそのニーズ

12. 当該国の石油産業(ダウンストリーム分野) に於いて、人材育成・技術協力のニーズがある国

13. 日本のシーズを活用することにより石油等のエネルギー需給緩和に繋がる省エネ、地球規模環境や石油供給能力に影響の強い労働衛生・安全・環境 (HSE) ニーズが高い国

14. 日本の貢献 (JCCP が実施する事業) が一定の評価を受けることが期待できる国

(注1)なお、「先進国」については、事業対象国から除外した。

(注2)上述以外の国、あるいは地域に関して、特段の事情が発生した場合には案件ごとに事情を勘案し事業を柔軟に実施することがある。

2. 事業対象国及びカテゴリー（2022年度改定）

カテゴリー	中東	アフリカ	アジア・大洋州	中南米	ロシア /NIS	計
優先国	○サウジア ラビア ○アラブ 首長 国連邦 ○カタール クウェート ○オマーン イラク (イラン)		○インドネ シア ○ベトナム (ミャンマー) カンボジア ○フィリピ ン	メキシコ エクアドル ○ペルー	カザフス タン	16
	バーレーン イエメン	エジプト ★リビア アルジェリア スーダン 南スーダン ナイジェリア チャド ガボン アンゴラ 赤道ギニア コートジボアール ガーナ コンゴ ★○モザンビーク	○マレーシ ア ブルネイ ○パプアニュー ギニア 東ティモ ール 中国 ★○タイ ○インド パキスタン ★バングラデシ ュ	○ブラジル (ベネズエ ラ) コロンビア トリニダードト バゴ ○アルゼンティ ン ○チリ ガイアナ	(★ ロシ ア) アゼルバ イジ ヤン ウズベキス タン トルクメニ スタン	36
対象国 合計	9	14	14	10	5	52

*★は準優先国扱い／（ ）は内外情勢によって適宜見直し

○は「GXを見据えた資源外交の指針（2023年6月）の分析国

II. 産油・産ガス国高度人材育成支援事業（人材育成事業）

1. 産油・産ガス国のニーズに応じて、石油ダウンストリーム部門における製油所の運転効率化向上や環境対策、自国民による経営体制強化等のための人材育成の取組みに対し、我が国が積極的に支援・協力を行うとともに日本の文化等への理解を深めてもらふ機会の提供を通じて、産油・産ガス国における日本の存在価値を増大させて各国との関係強化を図ることで、我が国の石油・ガスの安定供給の確保に資することを目的とし、以下に留意して実施する。
2. 日本への石油資源主要供給国となっている中東産油国をはじめとして、石油供給ソースの多様化（中東産油国以外）、日本の石油関連企業のパートナーとしての実績のあるベトナムやインドネシアなど、これからのパートナーとして有望なアジアの国々等の要請に応える形で高度人材育成事業を実施するほか、中東の女性やリーダー候補を対象にした環境、経営、リーダーシップ等の研修を実施する。イランについては、先方（MOP、NIORDC）の要望を踏まえて人材開発、保全、プロジェクトマネジメント、トレーディング等に関する対話を継続する。
3. また、サウジアラビア及びクウェート等の石油関連研究機関等からは研究者の派遣・受入れの要請があることから、これらの要請に応えていくことで信頼関係の醸成を図る。
4. コロナ禍の収束に伴い産油国側がインパーソン式の研修を強く望んでいることから、訪日を前提とするインパーソン形式の研修を主体に企画する。一方これまでリモート形式による研修で培ってきた基盤的なインフラや研修ノウハウを適用して、事前学習や事後学習を含めた総合的な学習環境の改善、及びバーチャルと従来型のインパーソン形式の融合等、高度化した新しい研修スタイルへの進化の可能性を検討する。
5. なお、こうした事業活動やその成果等をホームページ等で対象相手国及び国内等に

広く周知を行う。

6. 産油・産ガス国高度人材育成事業

(1) 研修生受入事業

- a) 産油・産ガス国の経営管理者・スタッフの人材開発に協力をするため、複数国からの研修生によって構成されるレギュラーコース、国別の特定ニーズに対応するためのカスタマイズドコース、各国から日本企業への要請に基づき企業の協力を得て実施する企業協力コース、これら各研修コースの実施により年間合計約50コース、500名を受入れる。なお、研修生及び実施コースの選定にあっては、JCCPと相手国のトップ同士が議論し合うなどしてプライオリティを確認しつつ、対象国優先順位等に応じて決定する。

レギュラーコースの内訳は戦略マネジメント：3コース、人材開発：2コース、プロジェクトマネジメント：3コース、カーボンニュートラル：2コース、SCM(マーケティング、ディストリビューション)：1コース、DX技術(計装技術含む)：3コース、環境：1コース、石油関連技術とメンテナンス：3コース、天然ガス関連技術：1コースの合計19コース。中東及びアジアの女性のためのキャリア開発コース(マネジメント向け、リーダーシップ)、ベトナム・インドネシア・フィリピン等国向け地域コースや中東諸国向け特定テーマコース等のカスタマイズドコースを合計6コース程度、企業協力コースは23コース程度の実施を目標とする。なお、企業協力研修は補助金を2/3にて実施する。

また、研修内容は、石油精製技術のみならず、産油国からの強い要望に対応した上級管理者の育成と自国民化の向上に資する戦略マネジメント、プロジェクトマネジメント、人材開発、そしてDX、カーボンニュートラルへの対応、安全・設備保全や石油産業の高付加価値化への対応等のカテゴリーを網羅するものである。

b) 研修教材開発

世界の育成プログラムの進化は著しく、産油・産ガス各国は世界中の教育機関の中から JCCP 人材育成事業を選択している。JCCP は自らの事業の特徴を明確にし、産油・産ガス国にその特徴をしっかりと伝えることが肝要である。

JCCP はビデオ会議システムやオンライン学習プラットフォームなどの情報通信ツール（ICT）を駆使し、教育の質と効率を向上させてきた。JCCP は、このような情報ツールを活用し、従来の知識伝達型教育から参加者間での専門的な知識や経験の共有を促すプラットフォームへの移行が有益であると認識している。基盤的な教育や反復学習に関しては、E-learning や Webinar などの ICT を活用し、専門家が一堂に会するバーチャル研修を通じて高度な理解を深める機会を提供する、いわゆるブレンデッドラーニングの導入を目指している。

さらに、いくつかの研修コースではゲーミフィケーションプログラムを導入しており、これにより事象を模擬しながら学習者に深い思考を促す効果を挙げている。ゲーミフィケーションプログラムは導入から4年を経過し、年々内容の深化を遂げており、産油・産ガス各国の注目も高い。今後もさらなるテーマの開発を目指している。

また、産油・産ガス国企業の求める人材育成プログラムの姿を把握し、多様なニーズに適切かつ迅速に対応することも必要である。近年の相手国との直接会話により、JCCP 人材開発事業では DX、C/N、ESG 経営、PJ Management、D&I に関する研修内容の充実を図っている。

(2) 専門家等派遣事業

- a) 各産油・産ガス国の個別のニーズに対応するため、JCCP 役職員や外部企業等の専門家を各国に派遣し、石油精製施設等の現場・現地において講義等を行う。なお、実施選定にあっては、受入と同様に双方トップ同士が議論し合うなどしてプライオリティを確認しつつ、対象国優先順位等に応じて決定する。本年度は、延べ9ヶ国、

延べ65名、年間13回程度実施する。なお、企業協力専門家派遣は補助金を2/3にて実施する。

b) 研修教材開発

上記に必要な研修教材等を開発することにより、研修内容の更なる充実を図る。特に産油国のニーズに合わせて、新規教材の共同開発・有効利用による協力を図る。オンラインでの研修に対応した教材・手法開発の高度化を図る。

(3) 研究者交流事業

わが国研究者の派遣及び産油・産ガス国研究者受入を行う事業を実施する（オンライン形式含む）。研究者交流事業（委託）では、サウジアラビア、イラク、UAE等の中東の石油会社、石油関連の研究機関や大学等から合計3名を国内大学又は研究機関へ受入れる（1～2ヶ月程度）。また、サウジアラビアの研究機関に1名を短期間派遣する。

III. 産油・産ガス国事業環境整備等事業

1. 基盤整備事業

産油・産ガス国からの要請や必要に応じ、石油ダウンストリーム部門における製油所施設の操業改善・高度化や環境対策・技術開発等の課題等への対応に資する我が国の優れた技術・ノウハウを移転等するために必要な事業環境の整備を支援することにより、各国における我が国の存在感の増大を図り、更に各国との関係強化を達成して、我が国の石油・ガス安定供給の確保に資することを目的とし、以下に留意して実施する。

現地の政府機関又は国営石油会社など、産油・産ガス国組織(相手国のカウンターパート：CP)の支援要請を受けて、各相手国CPとJCCPが協力してプロジェクトを形

成し、我が国の国内石油会社・エンジニアリング会社等の参加を得て、その課題解決等に取り組む。これらを通じて、各国の石油・ガス関連産業の基盤整備に協力するとともに、各国の技術者に対して日本が有する先進技術・ノウハウの移転、伝承を行う。

事業は、テーマの探索(事業課題抽出)、実現性の確認(事業内容確認作業)、共同プロジェクトの実施の三段階に分け、それぞれの段階で妥当性を確認しながら実施するとともに、こうした事業活動の状況やその成果をホームページ等により対象相手国及び国内等に広く周知を図ることで、実施事業の効果を高める。

(1) 技術協力等基礎調査事業(第一段階：事業課題抽出)

各産油・産ガス国の石油・ガス関連産業の環境基盤の整備に向け、現地出張等によって精製設備等の顕在化している実態若しくは潜在的な状況の把握と、取り組むべき事業テーマ選定のための課題の抽出を行い、次の段階への移行実施の可否について検討を行う。インドにて1件の調査を行う。

尚、LNG 関連、カーボンニュートラルおよび持続可能エネルギーなどの環境負荷低減案件の新たな発掘、もしくはアジア等の日本企業が進出を考える国における事業案件等の有無確認のための調査も適宜実施する。

(2) 産業基盤整備支援化確認事業(第二段階：事業内容確認作業)

技術協力等基礎調査等により実施・選定した事業テーマなどについて、事業の達成目標、対象範囲、組織体制およびスケジュール等を、JCCP（国により現地事務所を含む）と相手国 CP、我が国企業等の三者が協力して、サウジアラビア、UAE、オマーン、インドネシア、ベトナム、及びタイの6ヶ国において合計7件の調査・検討を行う。

相手国の石油・ガス等関連産業の環境基盤整備の強化に資する共同事業としての実施可能性・実現性ととも、我が国企業が有する先端技術等の現地への移転等の可能性を加味し評価する。技術的・経済的な観点から実現可能な案件は次の段階（共

同事業)へ移行する。

(3) 産業基盤整備共同事業(第三段階：事業実施(課題解決))

産業基盤整備支援化確認事業等の結果を踏まえて形成された事業のうち、相手国の石油・ガス等関連産業の環境基盤整備に資すると判断される案件は、JCCP と相手国 CP との間で共同事業実施契約(Memorandum of Agreement : MOA)等を締結し、UAE、オマーン、イラク、インドネシア、ベトナム、及びカンボジアの6ヶ国において合計7件の共同事業を行う。

2～3年間程度の期間をかけてプロジェクト形式で事業を実施することで、相手国の石油等関連産業の課題を解決する。

なお、共同事業の個別案件のうち、近い将来、ビジネスが見込まれる案件(ビジネス化支援事業)は、補助金を減額して実施する。

注：(1)～(3)は基本的に対象国へ渡航等して行うが、状況によりオンラインで行う。

2. 連携促進事業

産油・産ガス国石油関係機関等(相手国政府機関または国営石油会社)との各種国際会議の開催、経営トップマネージメントとの直接的な対話、合同調査事業等により、人的ネットワークを構築・深化させるとともに、当機関各事業の総合的な成果発揮による事業の確実かつ効果的な実施を支援することを目的に、JCCP 事業(人材育成事業及び基盤整備事業)の取り組みを補完し、相手国との信頼関係の強化と緊密化をもたらす事業である。

なお、各事業の実施は、DX 技術の活用も視野に入れ、バーチャルと対面式のハイブリッドな事業を行うことで、効率的な事業運営を行うとともに、カーボンニュートラル、DX に対応した事業構築を行う。また各事業実施に際して、必要に応じて、開催案内、事業活動やその成果等についてもホームページ等により国内外に広く周知を行う。

(1) 国際シンポジウム事業

我が国が有する先進技術や研究の成果等を広く内外に伝えるとともに、参加国の最新情報や状況を把握し関係者との共有を早期に図り、JCCP 事業関係者との継続的な交流維持と関係強化のために、国際シンポジウムを日本で開催する。開催に際しては、中東、アジア等の各国エネルギー関連省庁、政府機関者や国営石油会社等の経営者等トップに講演者等として参加を呼び掛け、招へいが実現した折には、講演をはじめ、各関係機関のリーダー間による知識・経験・技術を共有し、意見交換の場を設ける近年のテーマとしては、環境対応の必要性に加えて、カーボンニュートラルや DE&I、デジタルトランスフォーメーション、サステナビリティトランスフォーメーション、次世代リーダーの育成や人的資本経営などが取り上げられている。（来場者は 300 名の参加予定）。

(2) テーマ別合同シンポジウム等事業

産油・産ガス国の政府関係機関および国営石油会社、大学又は研究機関等と JCCP との間で、相手国が要請する特定のテーマに関する合同シンポジウム又はワークショップ（WS）等（①日本サウジアラビア合同シンポジウム（研究・技術）=約 130 名、②日本クウェート合同シンポジウム（研究・技術）=約 120 名、③JCCP - アラムコ共催シンポジウム=200 名程度、④FCW フォーラム=約 150 名）で、JCCP は各関係国とそれらの開催について企画・運営に関して協議等を実施・決定するとともに参加する。なお、④FCW フォーラムは、JCCP-ADNOC 間で他の中東諸国、アジアからも参加者を招き毎年双方で 1 回ずつ主催し、女性の活躍推進について各年のテーマに基づき議論し、約半年後に進捗・課題を確認し合い報告を行う。実施にあたり、JCCP は日本側事務局として、石油関連企業各社選出委員から成る本活動の企画・執行委員の参加を支援する。③JCCP - アラムコ共催シンポジウムは、相手国 CP：アラムコの要望により東京で開催する。各事業は基本的に対象国において行うが、状

況によりオンラインで行う。

また、JCCP 研修卒業生等との交流及び事業効果の紹介の機会である⑤産油国ネットワーク会合（同窓会）＝約 100 名（未定）の開催が考えられる。

以上

令和7年度収支予算

令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

(単位:千円)

科 目	令和7年度予算額(A)	前年度予算額(B)	差異(A-B)
(収入の部)			
基本財産運用収入	8,000	4,000	4,000
会費収入	42,000	43,625	-1,625
事業収入	1,758,429	1,763,598	-5,169
国庫補助金	1,530,000	1,530,000	0
高度人材育成支援事業補助金収入	770,000	755,000	15,000
事業環境整備事業補助金収入	760,000	775,000	-15,000
分担金収入	228,429	233,598	-5,169
高度人材育成支援事業分担金収入	35,652	37,270	-1,618
基盤整備事業分担金収入	192,777	196,328	-3,551
雑収入	8,000	3,100	4,900
投資有価証券償還収入	0	10,000	-10,000
当期収入合計	1,816,429	1,824,323	-7,894
前期繰越収支差額	342,381	338,958	3,423
収入合計	2,158,810	2,163,281	-4,471
(支出の部)			
産油国石油精製技術等対策事業費	1,758,429	1,763,598	-5,169
産油・産ガス国高度人材育成支援事業	805,652	792,270	13,382
研修生受入事業費	720,201	669,540	50,661
専門家等派遣事業費	64,305	109,326	-45,021
研究者派遣・受入事業費	21,146	13,404	7,742
産油・産ガス国事業環境整備等事業	952,777	971,328	-18,551
基盤整備事業費	766,226	799,671	-33,445
連携促進事業費	186,551	171,657	14,894
管理費	62,000	62,000	0
人件費	45,000	45,000	0
管理諸費	17,000	17,000	0
支払利息	2,500	2,500	0
当期支出合計	1,822,929	1,828,098	-5,169
当期収支差額	-6,500	-3,775	-2,725
次期繰越収支差額	335,881	335,183	698

注：国庫補助金については、公募に対しての応募金額を記載